

審査品質管理小委員会報告書（案）（平成 29 年度）

平成 30 年 3 月

産業構造審議会 知的財産分科会

審査品質管理小委員会

はじめに

本小委員会は、特許庁における特許・意匠・商標の審査に関し、品質管理のポリシーや、必要なマニュアル等、品質管理の方針や手続が適切に整備されているか、品質管理体制が適切に整えられているか、方針や手続に沿った品質管理が適切に実施されているかなどの、品質管理の実施体制及び実施状況等についての検証・評価を通じ、特許庁の品質管理の向上に向けた提言等を行うため、平成 26 年 8 月に産業構造審議会知的財産分科会の下に設置された。

我が国企業の事業・研究活動のグローバル化に伴い、我が国特許庁による審査の結果が海外においても通用し、諸外国において円滑に権利化が図られることが求められている。また、産業財産権制度を活用した事業の予見性を高め、紛争を未然に防止することも求められている。これらの要請に応えるには、権利を設定するために行われる審査について、その質の維持・向上が欠かせない。

このような状況を受け、我が国特許庁は、平成 26 年度に、「強く・広く・役に立つ権利設定」などを謳った「品質ポリシー」を策定・公表し、これに基づく審査を行うための品質管理システムを特許・意匠・商標横断的に構築してきた。そして、この品質管理システムを機能させ、審査の質の維持・向上を実現するには、審査の質に係る特許庁内部の取組としてのいわゆる PDCA サイクルを適切に回し、継続的に改善を行うことが肝要である。

本小委員会は、このような特許庁内部の取組に、客観的な評価や改善提言を反映させることによって、国際的に見ても先進的な品質管理を実現すべく、平成 26 年度策定した審査の品質管理の評価項目及び評価基準に基づいて、平成 29 年度の特許庁の品質管理の実施体制及び実施状況について検証・評価し、その改善点についての検討を行った。

産業構造審議会知的財産分科会 審査品質管理小委員会
開催経緯

第1回小委員会 平成30年1月15日

- 議事 ①審査品質管理の実施体制・実施状況に対する委員評価、及び改善提案について
②平成29年度審査の質についてのユーザー評価調査結果の報告

第2回小委員会 平成30年3月23日

- 議事 ①平成29年度審査品質管理小委員会報告書（案）の確認
②審査品質管理小委員会の改善提言を踏まえた平成30年度の特許庁における審査品質管理の取組（案）の紹介

產業構造審議会知的財産分科会 審査品質管理小委員会
委員名簿

委員長	相澤 英孝	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
淺見 節子		東京理科大学大学院イノベーション研究科教授
飯村 敏明		ユアサハラ法律特許事務所弁護士
井上 渉		日刊工業新聞社編集局経済部長
小原 寿美子		伊東国際特許事務所弁理士
古城 春実		桜坂法律事務所弁護士
近藤 健治		日本知的財産協会理事長
長澤 健一		日本国際知的財産保護協会会长
中條 武志		日本品質管理学会顧問・中央大学教授
本多 敬子		本多国際特許事務所弁理士
渡邊 知子		渡邊知子国際特許事務所弁理士

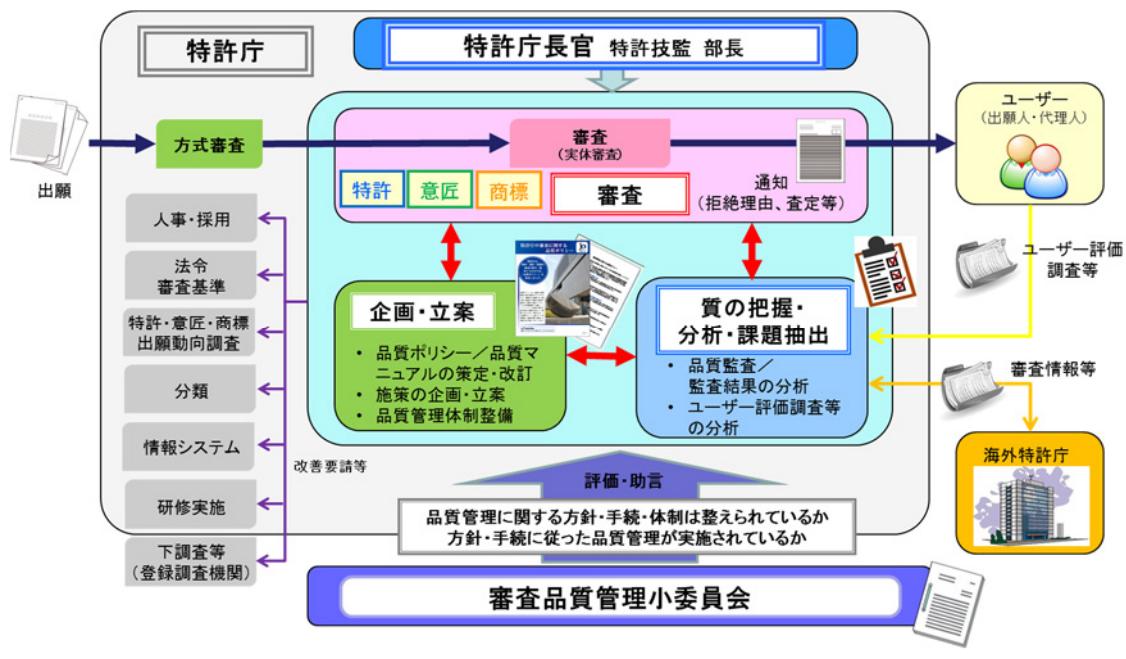
(敬称略、五十音順)

目次

I.	審査品質管理の取組状況	1
1.	特許.....	2
2.	意匠.....	9
3.	商標.....	14
II.	品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果	20
1.	特許.....	22
2.	意匠.....	26
3.	商標.....	29
III.	品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言	33
1.	特許.....	33
2.	意匠.....	34
3.	商標	35
IV.	むすび	37
	(参考資料) 審査品質管理に関する評価項目及び評価基準.....	i

I. 審査品質管理の取組状況

特許庁では、以下に図示するような品質管理システムを構築し、品質管理を行っている。

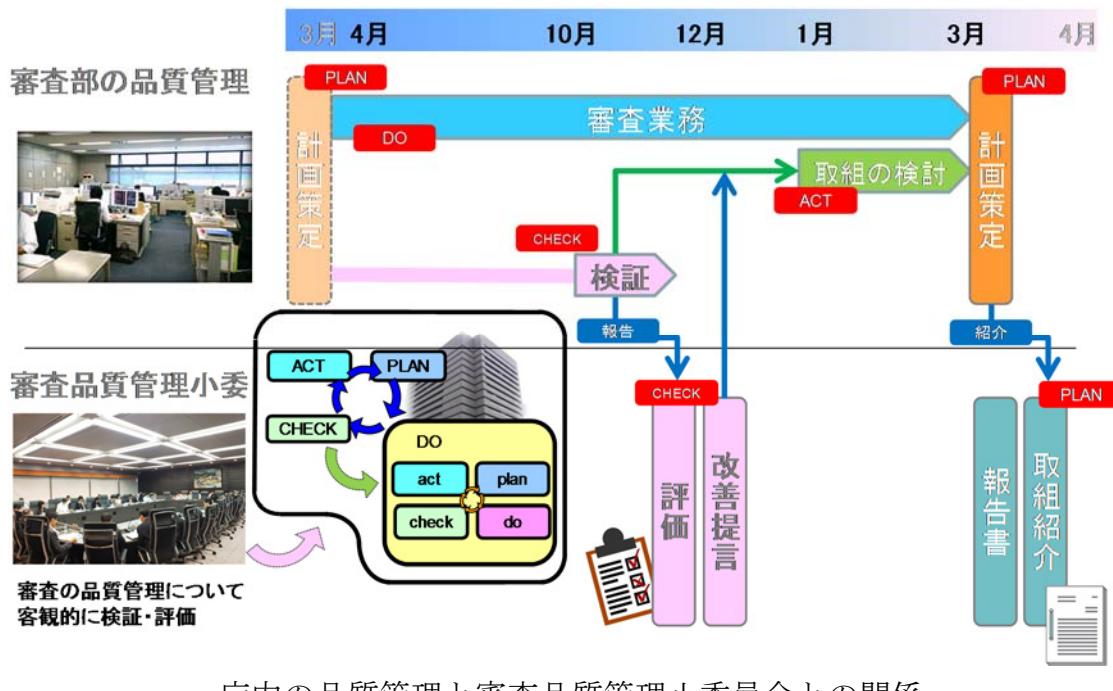


特許庁の品質管理システムの全体像

この品質管理システムの整備及び実施に対しては、長官及び特許技監（商標では特許技監に代わり審査業務部長）が責任を負っている。そして、実体審査を行う審査部門、品質管理施策の企画・立案を行う部門、質の把握・分析を行う部門が、相互に緊張関係を有しながら連携することで品質管理を行っている。

本小委員会は、品質管理の実施体制及び実施状況等についての検証・評価を通じ、特許庁の品質管理の向上に向けた提言等を行うため、産業構造審議会知的財産分科会の下に設置された。

下図に示すように、特許庁はその内部で自らPDCAサイクルを回して、審査の質の継続的改善を行っている。その一方で、本小委員会は特許庁における品質管理の実施体制及び実施状況について評価や改善提言を行い、これを特許庁内のPDCAサイクルに反映することを通じて、審査の質の向上に寄与するという役割を有している。



庁内の品質管理と審査品質管理小委員会との関係

なお、特許庁の品質管理システムを文書化したものとして、「品質管理に関するマニュアル（品質マニュアル）」が特許、意匠、商標の各審査の品質管理について作成され、特許庁のホームページにおいて公表されている。

このような品質管理システムの下、平成 28 年度の本小委員会の改善提言¹に基づき、特許庁が行った主要な取組とその結果は以下のとおりである。

1. 特許

評価項目① 文書の作成状況に関するもの

- 品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査ハンドブック、ガイドライン等の関連文書について、全体の中の位置付けと相互関係を示す一覧表等を作成する。

上記提言に対する主な取組は以下のとおり。

- ✓ 品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査ハンドブック、ガイドライン等の関連文書について、全体の中の位置付けと相互関係を示す一覧表の作成を行う。

¹ 審査品質管理小委員会報告書（平成 28 年度）

(https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/hinshitsukanri_report_h28.pdf) の第 32~34 ページ参照

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ 上記一覧表は、庁内インターネットの品質管理ホームページで審査官への周知を行った後、品質マニュアルにも掲載する見込み。

評価項目④、⑤ 審査実施体制・品質管理体制に関するもの

- 審査の品質向上及び効率化を支援するための体制・基盤整備を継続する。

上記提言に対する主な取組は以下のとおり。

- ✓ 効率的かつ適切な特許審査を行うための審査実施体制を確保する。
- ✓ 審査の質を継続的に向上させるため、品質管理に必要な人員体制を確保する。
- ✓ 品質監査の対象案件の抽出を容易にし、品質監査の無作為抽出の対象案件を拡充するため、対象案件抽出システムを改造する。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ 審査体制の整備・強化を図るべく、37名の恒常審査官と107名の任期付審査官を採用した。
- ✓ 品質管理体制の整備・強化を図るべく、品質管理官を昨年度より増員し、99名の品質管理官を確保した。
- ✓ 監査対象案件抽出のためのシステムを既存の案件管理・起案システムへ統合させたことにより、品質監査の対象案件の抽出が容易となり、無作為抽出の対象案件が拡充された。

- 他国特許庁の審査でも活用される審査結果を、適時適切に提供する世界最高品質の審査の実現に向けた取組を継続する。

上記提言に対する主な取組は以下のとおり。

- ✓ 国内外の出願人や外国庁審査官へ、日本国特許庁の質の高い調査結果・審査結果を提供するため、国内案件の起案時に、提示した引用文献に関する詳細な情報を作成し、ワンポータルドシエ等を通じて発信する。
- ✓ 特許庁の審査結果を利用した海外における迅速な権利取得の支援をすべく、第一庁（出願人が最先に特許出願をした庁）で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により第二庁において簡易な手續で早期審査が受けられるようにする枠組みである特許審査ハイウェイ（PPH）の拡大を図る。
- ✓ 日本で特許付与された出願の出願人が、所定知財庁へ申請することにより、日本の審査結果を踏まえ、日本出願と同内容の権利を迅速に取得可能とする特許審査ハイウェイ・プラス（PPH プラス）を開始する。日本の特許庁は、PPH プラスを申請する所定知財庁の出願の請求項と対応する日本出願の請求項が十分に対応しているかの確認をサポートする。結果を踏まえ、所定知財

庁が PPH プラス申請要件を満たすと判断した場合、実質的な審査を経ることなく、早期（二ヶ月以内）に特許権が付与される。

- ✓ 日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、両庁の特許審査官が、それぞれ早期かつ同時期に最初の審査結果を出願人等に送付する日米協働調査試行プログラムを新しい運用で再開する。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ 国内外の出願人や外国庁審査官へ、日本国特許庁の質の高い調査結果・審査結果をより一層的確に、理解しやすい形で発信することが可能となった。
- ✓ ブラジル、ニュージーランド、チリ、ペルーと PPH を締結したことにより、これらの国において、特許庁の先行技術文献調査結果・審査結果の利用が促進され、特許をより早期に取得することが可能となった。
- ✓ PPH プラスをブルネイと開始したことにより、日本の審査結果の活用が促進され、これにより出願人が海外でも日本で登録された特許と同様の特許を早期に取得できるようになった。
- ✓ 日米協働調査試行プログラムの取組により、日米両国に特許出願した発明について、最初の審査結果を送付する前に、日米の調査結果及び見解を共有できるので、審査の質を向上することが可能となった。

●審査の質の改善・保証へ、業務に従事する全職員が参画する。

上記提言に対する主な取組は以下のとおり。

- ✓ 品質管理に関する理解を深めるために、研修対象・内容を充実すると共に、特許審査官全員に対して審査実務に必要な知識を確認するための品質テストを実施する。
- ✓ 審査処理を計画的に行いながらサーチの質向上や効率向上等を図っている優れた取組を行う審査室等への表彰を目的として「Best Examiner Team of the Year (特許技監賞)」の選考を実施する。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ 中堅の審査官向けの研修及び品質監査の実務を学ぶ研修を新設して、品質管理に対する意識向上を図った。また、品質テストは、年度途中で異動等により新たに対象となった者においても、審査実務に必要な知識を取得でき、実務により円滑に従事することが可能となった。
- ✓ Best Examiner Team of the Year (特許技監賞) について、審査部、WG 等が、サーチの質の向上や効率向上等を図っている取組を 12 月に応募し、受

賞取組が2月に発表された。受賞取組については、今後の実施・活用を推奨することで取組が普及され、さらなる審査の質の向上が期待できる見込み。

評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

- 新分類を含むサーチ知識の共有やサーチ環境の整備等による外国特許文献、非特許文献を含む先行技術文献調査を充実させる。

上記提言に対する主な取組は以下のとおり。

- ✓ 最低限調査すべき範囲や留意事項等をまとめたサーチガイドラインを、技術分野別に作成する。
- ✓ 登録調査機関による外国特許文献の先行技術調査を充実させるため、中韓文献翻訳・検索システムを用いた先行技術調査の試行を開始する。
- ✓ 外国文献サーチ能力向上のため、外国特許文献調査サーチに関する実務研修において、米欧共通特許分類（CPC）についての説明を充実させる。
- ✓ 2017年4月に、IoT関連技術についての特許文献をヘルスケア用、製造業用といった用途別に細展開をして新たな分類項目を設立した。
- ✓ IoT関連技術の審査において、IoT関連発明に精通した担当官と協議を行う。
- ✓ 平成28年度に審査ハンドブックに追加したIoT関連技術等に関する事例について、審査官を対象とする説明会を開き、周知を行う。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ 技術分野別にサーチガイドラインを作成中。同じ技術分野を担当する審査官の間で当該技術分野のサーチに必要な最低限の知識や考え方を共有すること、及び、これにより新規分野担当者でも早期に着実なサーチができるようになった。
- ✓ 登録調査機関による中韓文献翻訳・検索システムを用いた先行技術調査の試行を行い、有用性を検討した（2017年度109件）。
- ✓ 外国特許文献調査サーチに関する実務研修を行うことにより、審査官の米欧共通特許分類（CPC）に対する理解が深まり、より的確かつ効率的なサーチができるようになった。
- ✓ 用途別のIoT関連技術の抽出が可能となり、これにより、関心のある用途におけるIoT関連技術を、より簡単に調査することができるようになった。
- ✓ 協議や説明会の実施を通じて、IoT関連技術について、均質な審査及び特許分類（ZIT）付与の精度向上を図った（IoT協議の累積件数891件（平成30年2月末時点））。

- 決裁・協議等における、審査、特にサーチの適切性を保証・検証する取組を推

進する。

上記提言に対する主な取組は以下のとおり。

- ✓ PCT 出願におけるサーチ等の観点での質の向上を目的として、PCT 出願に係る協議を促進し、件数を増加させる。また、PCT 協議の際には、審査官が行ったサーチの範囲や内容等、サーチの適切性についてもチェックを行う。
- ✓ 品質管理官は無作為抽出で行う品質監査に加え、管理職からの要請に応じて、案件のサーチや判断の妥当性、起案の明確性のチェックを行う。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ 上記 PCT 出願に係る協議に関する取組による結果、6,899 件（平成 30 年 2 月末時点）の協議が実施された。当該協議において、担当審査官の検索範囲の妥当性等が協議官によりチェックされ、サーチ不足やサーチノウハウ等サーチ品質に関する情報提供が担当審査官に対してなされた。
- ✓ 品質管理官により、各審査部・審査室ごとの課題に基づき様々な案件がチェックされ、質の改善が図られた（5,817 件（平成 30 年 2 月末時点））。さらに、チェック結果のフィードバックを通じて、サーチや判断を含む審査の質全般に関する情報提供が担当審査官に対してなされた。

評価項目⑦ 品質検証のための取組に関するもの

- ユーザーニーズを的確に把握するため、ユーザー評価調査における調査対象を拡充する。

上記提言に対する主な取組は以下のとおり。

- ✓ 本年度のユーザー評価調査では、「小規模出願人」の対象を増加する。
- ✓ 本年度の「特許庁が達成すべき目標」として、審査の迅速化と質の向上を同時に目指すべく、コミュニケーションに関わるユーザーの評価について「上位評価割合を 60% 以上」とすると共に、地方に所在する中小企業等を対象とする出張面接審査及びテレビ面接審査の実施件数を「700 件以上」とする目標を設定し、ユーザーニーズを的確に把握するようつとめる。
- ✓ ユーザー評価調査の他に、中小企業が個別に有するユーザーニーズの把握のため、ヒアリングや意見交換などの機会を活用する。
- ✓ 外国ユーザーからのニーズ把握のため、特許庁ホームページ上に英語版の品質向上のためのご意見受付フォームを設ける。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ 「小規模出願人」の対象の増加により、国内出願数が 50 件未満の国内企業のユーザーニーズをより把握することができるようになった。

- ✓ 本年度のコミュニケーションに関する取組に対するユーザーの評価の結果は、平成30年度ユーザー評価調査により明らかとなる。なお、平成29年度ユーザー評価調査では、コミュニケーションに関するユーザー評価の上位割合（5段階評価の4以上の評価）は、62.1%であった。また、平成30年2月末時点における出張面接審査及びテレビ面接審査の実施件数は1392件である。
- ✓ ユーザー評価調査では、主に国内出願数が50件以上の大企業向けの調査票を用いているので、中小企業のニーズを的確に把握することは難しかったが、中小企業を含めた各企業や業界団体等と意見交換を行うことにより、様々なユーザーのニーズの把握することができた。
- ✓ 特許庁ホームページ上に英語版の品質向上のためのご意見受付フォームを設けたことにより、外国ユーザーニーズをより把握することができるようになった。

評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

●品質管理の取組と、その取組を実施することで得られた結果との関係の確認を通じて、PDCAサイクルが有効に機能していることを確認しつつ、継続的改善を図る。

上記提言に対する主な取組は以下のとおり。

- ✓ 品質管理官は、品質監査等から得られた結果を踏まえ、技術単位で把握された課題や共有すべき情報等をレポートにまとめ、審査室にフィードバックする。
- ✓ 本年度のユーザー評価調査では、ユーザーが日本国特許庁の先行技術調査結果を外国庁と比較した場合にどのように評価しているかを、外国庁でより適切な引用文献が提示された頻度を問う設問によって検証する。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ 品質管理官によるレポートを審査室にFBすることで、技術単位毎のサーチの質の維持・向上の視点を含む課題や情報が半期毎に審査室内に共有され、さらなる継続的改善が促進された。
- ✓ 今後、ユーザー評価調査における、海外特許庁でより適切な引用文献が提示された頻度についての回答を分析することで、日本国特許庁の調査結果・審査結果が、他国特許庁でどの程度活用されているかについての現状とユーザーニーズが把握できる見込み。

評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- 我が国特許庁が行っている審査の質の維持・向上に関する取組を、国内外ユーザーや新興国を含む海外の特許庁に積極的に発信し、それについての意見を聴く機会を設けること等を通じて、日本国特許庁の特許審査の質等への信頼感を高める。

上記提言に対する主な取組は以下のとおり。

- ✓ 国際会議・審査官協議・審査実務指導等の機会を通じて、新興国を含む海外特許庁へ我が国特許庁の審査の質の維持・向上に関する取組を発信する。
- ✓ 各企業／業界団体等と特許庁長官、特許技監、及び各審査部との意見交換を実施（約360件（平成30年2月末時点））。意見交換において、審査の質の維持・向上に関する取組を紹介する。
- ✓ 新興国の特許庁におけるマネジメント・品質管理施策に携わる職員を対象としたセミナーなど、新興・ASEAN諸国の職員に対する研修を実施する。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ 五庁WG3品質管理会合において、我が国特許庁における品質管理体制について情報発信した。また、PCT/MIA・品質サブグループ会合に先立ち、我が国のPCTの実体審査についての品質管理に関する報告書を作成した。これらの機会を通じ、日本国特許庁の審査の質の維持・向上に関する取組に対する、海外の特許庁の職員の理解を深めた。
- ✓ 中国、台湾、タイ等の特許庁の審査官（審査官派遣・受入時）やブラジル長官（特許庁訪問時）等に我が国特許庁の審査の質の維持・向上に関する取組を紹介することにより、日本国特許庁の特許審査の質等への信頼感を高めることができた。
- ✓ 制度ユーザーに対し、積極的に意見交換を行うことで、我が国の審査に対する信頼感を醸成した。
- ✓ 新興・ASEAN諸国の特許庁職員に対する研修等の実施状況やアンケート結果から、日本国特許庁の審査の質の維持・向上に関する取組に対する高い関心が寄せられ、該取組の情報発信が我が国の審査の質への信頼感醸成に寄与したことが確認できた。

2. 意匠

評価項目① 文書の作成状況に関するもの

- 品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査便覧、ガイドライン等の関連文書について、全体の中の位置付けと相互関係を示す一覧表等を作成する。
上記提言に対する主な取組は以下のとおり。
 - ✓ 品質ポリシー、品質マニュアル、意匠審査基準、意匠審査便覧、ガイドライン等の関連文書について、全体の中の位置付けと相互関係を示す一覧表の作成を行う。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ 上記一覧表は、府内インターネットの品質管理ホームページで審査官への周知を行った後、品質マニュアルにも掲載する見込み。

評価項目④、⑤ 審査実施体制・品質管理体制に関するもの

- 効率的かつ適切な審査を可能とする審査実施体制のために必要な審査官数を確保する。

上記提言に対する主な取組は以下のとおり。

- ✓ 効率的かつ適切な意匠審査を行うための審査実施体制を確保する。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ 今年度は2名の新人を採用し、審査体制の整備・強化が図られた。

- 審査の質を向上及び効率化を支援するための体制・基盤整備を継続する。

上記提言に対する主な取組は以下のとおり。

- ✓ 審査の質を継続的に向上させるため、品質管理に必要な人員体制を確保する。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ 国際意匠登録出願（以降、ハーグ出願という）の品質監査の試行のため、2名の品質管理官を確保した。

- 審査の質の改善・保証へ、業務に従事する全職員が参画する。

上記提言に対する主な取組は以下のとおり。

- ✓ 品質監査の結果、審査官に周知すべき点が発見された場合には、意匠審査官への周知を行う。

- ✓ 審査処理を計画的に行いながらサーチの質向上や効率向上等を図っている優れた取組を行う審査室等への表彰を目的として「Best Examiner Team of the Year (特許技監賞)」の選考を実施する。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ 品質監査の結果を意匠審査品質管理委員会に諮り、審査官へ周知すべき留意事項を取りまとめ、意匠課課内会議で報告した後、意匠審査官がその内容を容易に確認できるように庁内イントラネットの品質管理ホームページに掲載した。
- ✓ Best Examiner Team of the Year (特許技監賞)について、審査部、WG 等が、サーチの質の向上や効率向上等を図っている取組を 12 月に応募し、受賞取組が 2 月に発表された。受賞取組については、今後の実施・活用を推奨することで取組が普及され、さらなる審査の質の向上が期待できる見込み。

評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

- 審査の質の向上及び担保のため、審査官間における情報共有を強化する。

上記提言に対する主な取組は以下のとおり。

- ✓ 審査官等に対する研修・説明会や、審査室等で実施している審査の質向上に資する自主的な取組の紹介等、職員参画のための取組を行う。
- ✓ 先行意匠調査や法令及び審査基準等の指針に基づく審査を適切に行うよう、審査官間における情報共有を推進する。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ 全審査官を対象とした審査の質の重要性や品質管理の基本原則等に関する研修に加え、本年度から異動者を対象として研修を開始することで、効率的に情報の共有が行われた。
- ✓ 審査室内におけるハーグ出願の起案に関する情報共有の為の掲示板の開設、更に、ハーグ出願の起案文書を共有化することで、審査の質の向上及び均質化が図られた。

- 審査の質を向上及び担保のため、出張面接審査等を通じた出願人とのコミュニケーションを充実させる。

上記提言に対する主な取組は以下のとおり。

- ✓ 本年度の「特許庁が達成すべき目標」として、審査の迅速化と質の向上を同時に目指すべく、コミュニケーションに関わるユーザーの評価について「上位評価割合を 60%以上」とすると共に、地方に所在する中小企業等を対象と

する出張面接審査及びテレビ面接審査の実施件数を「70 件以上」とする目標を設定する。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ 審査官はコミュニケーションの品質向上を意識したやりとりを行うようになった。
- ✓ 平成 29 年度ユーザー評価調査では、コミュニケーションに関するユーザーの評価の上位割合（5 段階評価の 4 以上の評価）は 75.6% であった。また、出張面接審査及びテレビ面接審査の実施件数は 74 件であった（平成 30 年 2 月末時点）。

評価項目⑦ 品質検証のための取組に関するもの

- ハーグ出願の審査に対応した品質監査等、品質管理の取組を充実させる。

上記提言に対する主な取組は以下のとおり。

- ✓ ハーグ出願に対する品質監査の試行を開始する。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ ハーグ出願を監査する際の抽出条件、監査項目、監査件数、期間、監査体制等についての課題が明確となった。

- 新たな品質監査システム稼働による、監査業務効率化に向けた運用を検討する。

上記提言に対する主な取組は以下のとおり。

- ✓ 今年度から運用を開始した品質監査システムを利用して、品質監査の対象となる案件の抽出及び管理を行う。
- ✓ 監査期間を短縮し、案件数を絞ることで、多サイクルによる品質監査を行う。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ 決裁後発送待ち案件に対する品質監査を行うことが可能となり、実施時期や監査対象審査官の選定等、品質監査の自由度を拡げることが出来た。
- ✓ これまでサーチ範囲に関する品質監査と、審査判断に関する品質監査をそれぞれ別の案件に対して行ってきたところ、これらを同一の案件に対し、同時にを行うことが可能となった。
- ✓ 今年度は、6 名の品質管理官により、国内案件 160 件に対する品質監査及びハーグ案件 10 件に対する品質監査の試行を行った。

●ユーザーニーズを的確に把握するため、ユーザー評価調査を充実させる。

上記提言に対する主な取組は以下のとおり。

- ✓ 昨年度の調査との連続性を維持しつつ質問項目や回収時期を見直すことで回答負担を低減し、かつ、ユーザーニーズをより的確に把握するために必要な修正を加えた調査票を使用して、ユーザー評価調査を実施する。
- ✓ ユーザー評価調査の実施にあたり、中小企業を含めた調査票送付先数を増やす。
- ✓ 外国ユーザーからのニーズ把握のため、特許庁ホームページ上に英語版の品質向上のためのご意見受付フォームを設ける。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ 本年度のユーザー評価調査の回収率は、使用した 2 種類の調査票²のいずれも昨年度よりも増加した。
- ✓ 審査の質全般に対する満足度については、5 段階評価の 4 段階以上の評価が昨年度比で若干減少したものの、個別項目については 7 項目中、5 項目³において昨年度比で満足度が増加した。
- ✓ 特許庁ホームページ上に英語版の品質向上のためのご意見受付フォームを設けたことにより、外国ユーザーニーズをより把握することができるようになった。

評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

●品質管理の取組と得られた結果との関係を確認しつつ、継続的改善を図る。

上記提言に対する主な取組は以下のとおり。

- ✓ 品質監査の結果等、日々の品質管理の取組については、意匠審査品質管理委員会で問題点の洗い出し及び対策を検討する。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ ハーグ出願に関しては、全件に対して決裁者との案件協議を行うことや、ハーグ出願の起案チェックシートの作成及び適宜修正を行うことで、起案文作成の効率化及びミスの発生が減少した。
- ✓ 画像を含む意匠の出願に関しては、サーチ範囲を示す通知書の記載を統一し、起案システムへの反映を行うことで審査の効率化及び均質化がなされた。

² 意匠審査全般の質に関する調査票と、特定の出願における意匠審査の質に関する調査票の 2 種

³ 拒絶理由通知等の記載、拒絶査定の記載、判断の均質性、先行意匠調査、国際意匠登録出願の 5 項目

- ✓ 起案文の共有や、起案に関する情報共有のための掲示板を審査室のインターネットに設けることで、知識の共有及び蓄積が行われた。

評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- 我が国特許庁が行っている審査の質の維持・向上に関する取組を、国内外ユーザーや新興国を含む海外の特許庁に積極的に発信することなどを通じて、日本国特許庁の意匠審査の質等への信頼感を高める。

上記提言に対する主な取組は以下のとおり。

- ✓ 國際会議等を通じて品質管理に関する情報を発信することで、我が国の審査に対する信頼感の醸成と新興国を含む海外特許庁への質の高い審査の普及を図る。
- ✓ 各企業との意見交換を、特許庁幹部や審査室の管理職レベルで行う。
- ✓ 業界団体との意見交換を行う。
- ✓ 意匠五府会合（ID5）において、我が国特許庁における意匠審査の品質管理の取組を紹介し、海外の特許庁に積極的に情報発信を行う。
- ✓ 日中意匠専門家会合及び日韓意匠専門家会合において、品質管理に関する情報交換を議題として挙げ、官庁間において積極的に情報を共有する。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ 制度ユーザーに対し、積極的に意見交換を行うことでユーザーの意見を直々な方向から聞くことができた。また、我が国の審査に対する信頼感が醸成された。
- ✓ 日中意匠専門家会合及び日韓意匠専門家会合において、品質管理に関する情報交換について新たに議題として挙げ、官庁間において積極的に情報を共有することで、互いの品質管理システム及び監査手法に関する情報共有が行われた。
- ✓ 海外審査官の受入として意匠実体審査コース研修（11月8-21日、東京）が行われた。

3. 商標

評価項目① 文書の作成状況に関するもの

- 品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査便覧、ガイドライン等の関連文書について、全体の中の位置付けと相互関係を示す一覧表等の作成
上記提言に対する主な取組は以下のとおり。
 - ✓ 品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査便覧、ガイドライン等の関連文書について、全体の中の位置付けと相互関係を示す一覧表の作成を行い、庁内イントラネットの品質管理ホームページに掲載する。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ 各審査関連文書の位置づけ相関関係を把握することにより、審査プロセスの中でどの文書を参照すればよいかが明確になり、効率的な審査が実施可能になった。

評価項目② 手続きの明確性に関するもの

- ユーザーニーズを踏まえた商標審査基準の見直し

上記提言に対する主な取組は以下のとおり。

- ✓ ユーザーニーズ及び社会情勢の変化を踏まえ、1) 歴史的・文化的・伝統的価値のある標章に関する商標審査便覧作成、2) 商標法3条1項柱書の運用見直しに伴う便覧改訂を行う。
- ✓ 平成28年度の商標審査基準の大幅な見直しに伴い、ユーザーの理解を深めるべく、全国15箇所にて実務者向けの説明会を実施する。
- ✓ ユーザーニーズの把握及び課題抽出を図るべく、ユーザー団体と積極的に意見交換を行う（今年度実績：86件）。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ 平成29年度のユーザー評価調査において、改訂された商標審査基準に対する印象について、「良くなっている」との評価を50.4%獲得した。
- ✓ 定期的にユーザー団体と意見交換をすることにより、ユーザーニーズ及び現状の審査運用における課題を把握し、今後の審査運用の改善に繋げている。

評価項目④、⑤ 審査実施体制・品質管理体制に関するもの

- 審査官数の確保及びその育成の充実

上記提言に対する主な取組は以下のとおり。

- ✓ 効率的かつ適切な商標審査を行うための審査体制を確保する。
- ✓ 平成29年度研修計画に基づき、各階層別に研修を行い、審査官の育成を図

る。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ 審査体制の整備・強化を図るべく、8名の新任審査官を採用した。
- ✓ 審査官として長年の経験を積んだ者が継続して審査業務を行えるよう、再任用の道を確保した（今年度実績：7名）。
- ✓ 平成29年度のユーザー評価調査では、「拒絶理由通知書の記載内容」、「手続補正指示書の記載内容」に対する満足度について、5段階評価の4段階以上の評価が昨年度比で増加した。

●新しいタイプの商標審査に関する審査体制及び品質管理体制の充実

上記提言に対する主な取組は以下のとおり。

- ✓ 新しいタイプの商標審査の審査体制を強化すべく、各審査室において新しいタイプの商標審査の専属審査官を配置する。
- ✓ 新しいタイプの商標の審査に関して、「動き商標」、「ホログラム商標」、「色彩のみからなる商標」、「音商標」及び「位置商標」に関する審査マニュアルの充実を図るとともに、当該内容の一部を審査便覧に反映し、公表する。
- ✓ 新しいタイプの商標の審査事例の蓄積を行うとともに、衆目を集める可能性のある案件については、管理職等を含めて協議を行う等、審査官間における情報共有を図る。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ 審査体制の強化及び審査マニュアルの整備を行うことにより、新しいタイプの審査の処理促進することができた（今年度処理件数：設定登録件数138件、ファーストアクション件数175件（平成30年2月末時点））。
- ✓ 平成29年度のユーザー評価調査では、「基準・便覧との均質性」及び「審査官間の均質性」に対する満足度について、5段階評価の4段階以上の評価が昨年度比で増加した。

●商標審査基準に基づく審査の着実な実施

上記提言に対する主な取組は以下のとおり。

- ✓ 平成29年度研修計画に基づき、各階層別に研修を行い、商標審査基準に関する講義を行い、知識の定着を図る。
- ✓ 衆目を集める可能性が高い案件や判断に悩むような案件について、判断の均質性を高めるべく、管理職等を含めて協議を行う。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ 平成 29 年度のユーザー評価調査では、「基準・便覧との均質性」及び「審査官間の均質性」に対する満足度について、5 段階評価の 4 段階以上の評価が昨年度比で増加した。

●重要案件の協議の促進と審判決や外部意見（マスコミを含む）の情報の共有化
上記提言に対する主な取組は以下のとおり。

- ✓ 衆目を集める可能性が高い案件や判断に悩むような案件について、判断の均質性を高めるべく、管理職等を含めて協議を行う。
- ✓ 審査部門と審判部門とで、処理方針に関する会議を行うとともに、個別案件のフィードバック連絡票に基づき各部門とで意見交換を行う。
- ✓ 新聞やマスコミ等に取り上げられた情報等については、即日、庁内インターネットに掲載し、商標審査部門において共有を図る。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ 平成 29 年度のユーザー評価調査では、「審査官間の均質性」及び「基準・便覧との均質性」に対する満足度について、5 段階評価の 4 段階以上の評価が昨年度比で増加した。
- ✓ 審査官間における適切な情報共有を図ることができた。

●審査の品質向上及び効率化を支援するシステム開発の継続

上記提言に対する主な取組は以下のとおり。

- ✓ 商標審査の効率化の観点から、審査の処理・推進に関する企画、立案を図る部署として、商標課に審査推進企画班を設置する。
- ✓ 審査処理負担緩和に向けた審査効率化の施策を検討するにあたり、審査の中で負担となっている作業を具体的に把握することを目的として、審査に係る業務負荷の実態調査を実施する。
- ✓ 先行図形商標調査及び不明確な商品・役務チェックについて、人工知能（AI）技術を活用した業務の高度化・効率化についての実証的研究事業を実施する。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ 商標審査の中で負担となっている作業を具体的に把握することにより、今後の審査の品質向上及び効率化を支援するシステム開発の検討が可能になる。

●審査の質の改善・保証への、業務に従事する全職員の参画

上記提言に対する主な取組は以下のとおり。

- ✓ 商標出願人・商標権者に対するコミュニケーション（通知、電話対応等）の向上に取り組む。具体的には、代理人の選任を行っていない出願人に対して、拒絶理由通知後に応答のない案件について直ちに拒絶査定することなく、手続補正指示書等の文書の送付、電話等の対応を行い、権利化のための積極的な支援を行う。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ 平成 29 年度のユーザー評価調査では、「審査官とのコミュニケーション」に対する満足度について、5 段階評価の 4 段階以上の評価が昨年度比で増加した。

評価項目⑦ 品質検証のための取組に関するもの

●品質監査システム稼働による監査業務効率化に向けた運用の検討

上記提言に対する主な取組は以下のとおり。

- ✓ 監査対象案件の抽出条件の詳細な設定機能を有する新システムの稼働により、ペーパーレスによる品質監査を実施する。なお、新運用にあたっては、品質監査体制及びガイドラインの見直しを行う。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ 品質監査の実施方法を変更したことにより、品質監査の結果の透明性、信頼性を高めた。
- ✓ 品質監査のシステム化を行ったことで、全ての対象案件について、出願人への発送前のタイミングでの品質監査の実施が可能となるほか、品質監査の更なる効率化が図ることができた。

●ユーザーニーズを的確に把握するためのユーザー評価調査における調査対象の拡充

上記提言に対する主な取組は以下のとおり。

- ✓ 平成 29 年度における商標登録出願件数上位 400 者（内国出願人 360 者、外国出願人 40 者）に加え、中小企業・個人の商標登録出願件数上位者より抽出した 20 者を合わせた、計 420 者を対象にユーザー評価調査を実施し、調査結果の集計・分析を行う。
- ✓ 外国ユーザーからのニーズ把握のため、特許庁ホームページ上に英語版の品質向上のためのご意見受付フォームを設ける。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ ユーザー評価調査の対象者を拡大したことにより、大企業の声のみならず、中小・個人の声を抽出することが可能になった。
- ✓ 特許庁ホームページ上に英語版の品質向上のためのご意見受付フォームを設けたことにより、外国ユーザーニーズをより把握することができるようになった。

評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- 品質管理の取組と、その取組を実施することで得られた結果との関係の確認を通じて、PDCA サイクルが有効に機能していることを確認しつつ、継続的改善を図ること

上記提言に対する主な取組は以下のとおり。

- ✓ 品質管理小委員会において委員より提示された品質管理に関する改善提言に対して、特許庁として実施した取組とそこから得られた結果との関係の確認を行う。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ 品質管理小委員会において委員より提示された品質管理に関する改善提言に対して、特許庁として実施した取組とそこから得られた結果との関係を確認できた。
- ✓ 平成 29 年度品質監査において不適合の割合が低下した。

評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- 我が国特許庁が行っている審査の質の維持・向上に関する取組を、国内外ユーザーや新興国を含む海外の特許庁に積極的に発信し、それについての意見を聴く機会を設けること等を通じて、日本国特許庁の商標審査の質等への信頼感を高めること

上記提言に対する主な取組は以下のとおり。

- ✓ 商標五府会合（TM5）において、日本より品質管理を取り扱うプロジェクトの提案を行い、五府における品質管理施策の情報共有を図る。
- ✓ 国際会議・審査官協議等の機会を通じて、新興国を含む海外特許庁へ我が国特許庁の審査の質の維持・向上に関する取組を発信する。
- ✓ 我が国特許庁における審査の品質管理の取組を紹介し、海外ユーザー団体等に積極的に情報発信する。

上記取組の結果は以下のとおり。

- ✓ 商標五府会合（TM5）において、日本より品質管理を取り扱うプロジェクトの提案を行い、今後、五府における品質管理施策の情報共有を図ることが合意されたことにより、互いの品質管理システムに関して共通の認識を持つことができた。
- ✓ 欧州・韓国・台湾等の海外知財庁との二府間交流、海外知財庁への専門家派遣、その他研修生受入れ（アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、ジョージア、インド、カザフスタン、メキシコ、フィリピン等）の機会を利用して、我が国特許庁における審査の品質管理の取組を紹介し、各府の品質管理施策について議論を行うことにより、互いの品質管理システムに関して共通の認識を持つことができた。
- ✓ 国際商標協会（INTA）年次会合及び米国知的財産権法協会（AIPLA）年次総会等において、我が国特許庁における審査の品質管理の取組を紹介し、海外ユーザー団体等に積極的に情報発信することにより、我が国の審査に対する信頼感を醸成した。

II. 品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果

評価は、本小委員会が平成26年度に策定した「審査品質管理に関する評価項目及び評価基準」（巻末の参考資料を参照）に基づいて行った。

各評価項目における評価基準については、その達成度が適切に評価でき、かつ、必要以上に複雑にならないよう、4段階の評価基準（「極めて良好」、「良好」、「概ね達成」、「改善を要す」）を採用している。また、特許、意匠、商標とも審査プロセスは共通であることから、その達成段階を測る評価基準として、共通のものとしている。

そして、各評価基準においては、それぞれの評価項目における評価の目的及び観点を明確化した上で、各段階において達成すべき行動、状況等について、具体的に設定している。

特に、評価項目⑥及び⑦については、「必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している」ことのみではなく、「更なる品質の向上に資する効果が得られている」場合に、「極めて良好」と評価する。

また、評価項目⑧については、「審査の質の分析と課題抽出が十分に行われている」ことのみではなく、更に「課題抽出」が「総合的な視点から行われている」場合に、「極めて良好」と評価する。

さらに、評価項目⑨及び⑩については、「方針・手続・体制」及び「品質管理の取組」の改善が「十分に行われている」だけでなく、更に「優れている」場合に、「極めて良好」と評価する。

本小委員会による審議を前にして、特許・意匠・商標別に、11個の評価項目のそれぞれについて、審査品質管理に関する実績・現況等をまとめた資料（平成29年度第1回資料2～4）が、特許庁から委員に提示された。実績・現況等のうち、資料では不明な点については、委員会当日に設けられた特許庁に対する質疑を通じて明らかにできるようにされている。また、各委員からの要請に基づいて、特許庁の審査や品質管理の現場を視察することも可能とされている。

各委員は、上記資料の記載等に基づいて、評価基準に従って各評価項目を4段階で評価し、上記質疑の結果や各委員の評価結果に基づいて、委員会としての評価をまとめるべく委員会にて審議した。

評価の取りまとめにあたっては、各委員から示された評価の中央値をもって委員会としての評価とすることとし、委員会の評価と異なる評価をした委員が

いる場合には、その旨を評価基準との関係において併記することとした。

以下に、本小委員会による評価結果をまとめた。

1. 特許

評価項目①（「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況）

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書を作成し、これら文書を適切に管理していること、IoT 関連技術に関して、審査ハンドブック等で発明該当性及び進歩性判断などを示す事例を追加していることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、「品質管理ポリシー」、「品質マニュアル」等の文書は作成されているものの、品質管理の向上のための基本的な考え方の見直しが明らかになっていないとして、「良好」との評価も複数あった。

評価項目②（審査及び品質管理のための手続の明確性）

特許審査においてなすべき事項及びその具体的な手順を「特許・実用新案審査基準」に定めており、品質管理の整備と実施に責任のある者、及び品質管理のための手順や担当を「品質マニュアル」において十分に明確化している等、審査に必要な手順、実施すべき項目等が適切に示されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、「特許・実用新案審査基準」、「品質マニュアル」等によって手続きの明確化への努力はなされているが、品質管理の向上のための見直しが明らかとは言えないこと、文書の改訂の理由がどのような活動に基づくものかが明確にされていないこと、また、これらの文書で規定された各プロセスにおいて結果として保証すべき質とその評価指標が明確にされていないことから、「良好」との評価も複数あった。

評価項目③（品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知）

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」共に、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に外部公表し、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知するとともに、職員向けの研修を定期的に実施したこと、審査官が、法律・審査基準に関する知識、先行技術文献調査の実務に関する知識、面接審査に関する知識等の審査実務に必要な基礎知識を備えていることを品質テストにて確認チェックし、各審査官に知識不足の箇所が見つかった場合には、その知識を習得させるようにしたことから、「極めて良好」と評価される。

ただし、研修を受けるべき対象者をどのように規定し、そのうちの何割に対して研修を実施できているのかが判断できないこと、研修後のアンケートの結果や業務における能力評価の結果（上司や監査による）等が示されておらず、研修の効果については判断できないこと、また、実際の業務の状況に基づく能力の評価をどのように行っているのか不明であることから、「良好」との評価も複数あ

った。

また、「品質ポリシー」、「品質マニュアル」が公表されているものの、関係者への周知に対して、一段の努力が必要として、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目④（審査実施体制）

先行技術調査事業の拡充等を含む審査体制の強化及び審査の効率化の取組により、求められる件数の審査を効率的に行いつつ高品質の審査を実現できる組織体制、人員配置を確立していること、並びに外国庁との審査結果の情報共有化及び特許審査ハイウェイ・プラスの活用に貢献していることから、「良好」と評価される。

ただし、限られた審査官数で先行技術調査や品質向上のための取組を行っているため、国際的に遜色がない組織体制・人員配置を確立しているとまではいえないことから、「概ね達成」との評価も多くみられた。他方、適正、迅速な審査を実施するための態勢は、十分に確保されており、かつ、実行されていることから、「極めて良好」との評価もあった。

評価項目⑤（品質管理体制）

品質管理を行うための組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者のそれぞれを組織の実態上独立して設けており、より適切な監査が実施できるよう品質管理官が主要な起案種別を分担するなど、国際的に遜色のない水準において品質管理の取組が効率的かつ効果的に企画、立案されており、実施可能な組織体制・人員配置を確立していることから、「良好」と評価される。

他方、品質管理を行う調査員を増員し、必要な管理体制を整備していること、品質監査システムにも適宜改良を加えていること、また、品質低下を招かないための人員の配置、指導態勢が図られ、部外者からの意見等も聴取して、管理を徹底していることから、「極めて良好」との評価も複数あった。

評価項目⑥（品質向上のための取組）

品質向上のために必要とされる取組（決裁、決裁前の起案チェック、協議、業績目標と審査官の評価、面接・電話応対、外国特許文献サーチ等の拡充、品質関連情報の収集・提供、研修、登録調査機関による先行技術調査の評価と指導、検索インデックスの付与及び整備）を昨年度から継続して計画通り実施とともに、更なる品質の向上に資する取組として、特に、出張面接審査やテレビ面接審査等の機会を活用し、ユーザーの納得感の高い結論を得るためのユーザーとのコミュニケーションの充実を図ったことから、「良好」と評価される。

他方、差し戻し案件の蓄積・フィードバックを実施していること、INPIT近畿統括本部の場を利用するなど、出張面接・電話対応に昨年に増しての注力が認められること、中韓文献翻訳・検索システムによる先行調査充実への更なる取組が認められること、また、優れた取組に対する「表彰」を行い、質向上のための工夫が認められることから、「極めて良好」との評価も複数あった。

評価項目⑦（品質検証のための取組）

品質監査等による内部での検証取組、及びユーザー評価調査による外部の意見を活用した検証取組によって、総合的な審査の品質検証を着実に実行していること、品質検証のために必要とされる、品質監査によるサーチの妥当性や認定・判断の妥当性の検証、部分監査による通知書の形式的な事項の検証が計画件数通りに実施され、それぞれの取組の目的を達成したこと、並びにユーザー評価調査において、審査結果利用の観点から、他庁と比べての日本国特許庁の強み・弱みを把握するため、米欧中韓の特許庁及びそのほかの国／地域の特許庁において最近1年間でより適切な引用文献が提示される頻度を問う設問を追加したことから、「良好」と評価される。

評価項目⑧（審査の質の分析・課題抽出）

複数の情報取得手段を利用して分析した審査の質の現状、ユーザーニーズ、今後の審査業務量、並びに制度改正の動向を踏まえた課題の抽出及び分析が十分行われていることから「良好」と評価される。

他方、質を評価するための取組が着実に行われ、その結果を踏まえて課題の抽出が行われており、CSポートフォリオ分析を試みるなど分析方法に関する改善も行われていること、また、総合的な視点からの課題の絞り込みが行われ、審査プロセスに関する今後取り組むべき課題が具体的に絞り込まれていることから、「極めて良好」との評価もあった。

評価項目⑨(質の高い審査を実現するための方針・手続・体制(評価項目①～⑤)の改善状況)

審査実施体制は諸外国に比べてまだ十分とはいえないものの、質の高い審査を実現するため、技術動向に合わせて、特許・実用新案審査ハンドブックを改訂し職員へ周知を徹底させたこと、また、品質管理の基本に関して職員への周知をより徹底させた上でその内容が理解されているかを確認し、方針・手続・体制に対する改善を行ったことから、「良好」と評価される。

評価項目⑩（品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況）

昨年度の分析を通じて抽出した課題に対して、起案支援ツールの機能拡充や品質関連情報の提供、監査結果の審査部の管理職への提供方法の改良等、品質管理の取組の改善を行ったことから、「良好」と評価される。

評価項目⑪（審査の質向上に関する取組の情報発信）

審査の質向上に関する情報発信を、意見交換等を通じて国内外ユーザーに、また、国際会合や審査官の派遣・受入を通じて外国庁に対して行い、継続的な協力関係を構築したことから「良好」と評価される。

他方、外国ユーザーに対しても意見交換会等を通じて情報発信が行われており、協力関係の構築が行われたことから、「極めて良好」との評価も複数みられた。

2. 意匠

評価項目①（「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況）

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書が作成されており、これら文書が適切に管理されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、品質管理の向上のための基本的な考え方の見直しが明らかになっていない、または、品質マニュアルに品質保証体系図や文書体系図が明示されておらず、品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査便覧、ガイドラインなどの全体の中の位置づけと相互関係を示す一覧表の作成については、特に外部公表の際は四法を比較した際にもわかりやすい記載が望まれるとして、「良好」との評価も複数あった。

評価項目②（審査及び品質管理のための手続の明確性）

意匠審査においてなすべき事項及びその具体的な手順を「意匠審査基準」に定めており、品質管理の整備と実施に責任のある者及び品質管理のための手順や担当を「品質マニュアル」において十分に明確化されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、品質管理の向上のための見直しが明らかとは言えない、という意見や、各々の改訂の理由がどのような活動（問題の特定、要因解析、対策の立案と実施、効果の確認）に基づくものかを明確にすること、これらの文書で規定された各プロセスにおいて結果として保証すべき質とその評価指標を明確にすることを期待する、との意見から「良好」との評価も複数あった。

評価項目③（品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知）

「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」は、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に外部公表し、審査に関わる全ての職員に対しては従来からの手段に加え、庁内インターネットの品質管理関係情報掲載ページを通じて周知するとともに、職員向けの研修を定期的に実施した。また、当該研修だけでなく、昨年度に引き続き全意匠審査官向けに審査の質の重要性や品質管理の基本原則等に関する研修に加え、特に異動者を対象として研修を行い、各研修後には講義内容の理解度の確認を行ったことから、「極めて良好」と評価される。

ただし、関係者への周知が不十分として「良好」との評価も多くみられた。また、研修対象者の選定理由や受講割合が十分に明確でなく、研修後アンケートの結果や、実際の業務の状況に基づく能力評価手法が不明として、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目④（審査実施体制）

現組織の体制・人員配置において、審査処理については、一次審査件数はここ数年、出願件数とほぼ同数で推移しており、また、2016年における出願から一次審査通知までの期間は平均6.1か月を実現し、上半期も同水準で推移している。しかし、審査官一人当たりの審査処理件数は米国と比較して非常に多い現状にあり、さらに、限られた審査官数でハーグ出願の審査や品質向上のための取組も行うことから、他の実体審査国と比較して審査体制、人員配置が確立しているとまではいえないとして、「概ね達成」と評価される。

他方、限られた人員で円滑な審査進行が実施されているとの理由から、「良好」との評価も複数あった。

評価項目⑤（品質管理体制）

品質管理の企画・立案を行う意匠課に企画調整官（1名）を設け、その者が事務局長として品質監査の分析・評価を行っている。限られた組織体制の中、品質管理の取組を行っているなど、他の実体審査国が取り組んでいる品質管理と同様な管理が行え、さらに今年度からハーグ出願に対する監査の施行を開始し、そのための品質管理官を確保し、体制を整えたことから、「良好」と評価される。

ただし、品質管理体制の充実は進んできているものの十分ではないとして「概ね達成」との評価もあった。

評価項目⑥（品質向上のための取組）

品質向上のために必要とされる取組（国内出願に対する案件協議及びそのフィードバック、ハーグ出願に対する全件案件協議等）を、昨年度から継続して計画どおりに実施されると共に、更なる品質の向上に資する取組として、「意匠審査基準」の改訂を行い、また、ハーグ出願の起案文書については、形式的瑕疵のダブルチェックを全案件に対して確認したことから、「良好」と評価される。

ただし、審査品質についての具体的な目標やその評価の手法を明確にすることが望まれるとして「概ね達成」との評価もあった。

評価項目⑦（品質検証のための取組）

品質検証のために必要とされる、品質監査による判断・起案の妥当性の検証が計画どおりに実施されている。また、決裁後発送待ち案件に対し、品質監査を実施できる体制に移行するためのシステム構築も行われ、自由度の高い案件抽出が可能となった。さらに、ハーグ出願の品質監査の試行が開始された。そして、ユーザー評価調査については、調査項目の検討や調査対象の拡大が行われ、昨年度よりも回収率が増加したことから、「良好」と評価される。

他方、品質確保のための審査項目について、実際に行われた審査も含めた検証がされており、更なる質の向上を高める工夫が図られている、として「極めて良好」との評価もあった。

評価項目⑧（審査の質の分析・課題抽出）

審査の質について特許庁の内部・外部での分析が行われ課題抽出が十分になされていることが認められることから「良好」と評価される。

ただし、評価手法が明らかとは言えないとして「概ね達成」との評価も複数あった。

評価項目⑨（質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況）

全意匠審査官向けの講義や、異動者を対象とした研修を実施するなどして、昨年度に引き続き品質管理の基本に関して職員への周知を十分に行なった。また、品質管理の企画・立案を専任として行う者が事務局長として品質監査の分析・評価を行うなど、方針・手続・体制に対する改善も十分行ったことから、「良好」と評価される。

他方、合理的で、迅速な審査の実現に向ける活動を続けており、その成果が現実に表れている、として「極めて良好」との評価もあった。

評価項目⑩（品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況）

昨年度抽出した課題に対応して、品質管理の取組の改善を行なった。特にユーザー評価調査の実施体制の見直しや品質検証のためのシステム構築、ハーグ出願の起案文書に対するダブルチェックの実施などの改善を図ったことから、「良好」と評価される。

評価項目⑪（審査の質向上に関する取組の情報発信）

審査の質向上に関する情報発信を国内ユーザーに対して行い、かつ、定期的に意見交換会を実施するなど、継続的な協力関係を構築した。また、情報発信は、意匠5府会合・日中韓意匠専門家会合といった国際会合や、審査官の派遣又は受入を通じて外国庁に対しても継続的に行い、新興国を含み、各国との協力関係を構築したことから、「良好」と評価される。

他方、日中、日韓における意匠専門家会合を行い官庁間において情報交換を積極的に行っているとの観点から「極めて良好」という評価も多くみられた。ただし、ユーザーに対する情報発信の更なる強化の観点から、「概ね達成」との評価もあった。

3. 商標

評価項目①（「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況）

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」その他品質管理のための具体的な手順を示す文書が作成されており、これら文書が適切に管理されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、「品質ポリシー」、「品質マニュアル」の基本的な考え方は理解できるものの、品質管理の向上のための基本的な考え方の見直しが明らかになっていないとして、「良好」との評価も複数あった。

評価項目②（審査及び品質管理のための手続の明確性）

商標審査においてなすべき事項及びその具体的な手順が「商標審査便覧」や「商標審査の進め方」に定められており、品質管理の整備と実施に責任のある者及び品質管理のための手順や担当が「品質マニュアル」において十分に明確化されていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、「商標審査基準」「品質マニュアル」等によって明確化の努力はなされているが、品質管理の向上のための見直しが明らかとは言えないとの理由から、「良好」との評価も複数あった。

評価項目③（品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知）

「品質ポリシー」、「品質マニュアル」とともに、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に外部公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されているとともに、職員向けの研修が定期的に実施され、また、当該研修だけでなく、新たに全商標審査官向けに審査の質の重要性や品質管理の基本原則等に関する講義が行われ、各講義後には講義内容の理解度の確認が行われていることから、「極めて良好」と評価される。

ただし、職員向けの研修が定期的に実施され、理解度の確認が行われているものの、その効果については判断できないとの理由から、「良好」との意見も複数あった。また、関係者への周知に対して一段の努力が必要であるとの理由から、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目④（審査実施体制）

新しいタイプの商標審査の審査体制を強化すべく、各審査室において新しいタイプの商標審査の専属審査官を配置する等、求められる件数の審査を行いつつ、高品質で効率的な審査を実現しているものの、限られた審査官数で審査や品質向上のための取組を行っており、国際的に遜色がない審査体制・人員配置の確立の観点からは、「概ね達成」と評価される。

他方、審査体制を充実させるための職員の配置がなされていること、新しいタイプの商標は社会的関心も高く、特に審査結果に関する品質管理の重要性が高い中、専任の審査チーム体制の見直しを進める等の対応ができていること等から、「良好」との評価も複数あった。

評価項目⑤（品質管理体制）

品質管理を行うための組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者のそれぞれの組織が実態上独立して設けられており、国際的に遜色のない水準において品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案、及び実施可能な組織体制・人員配置を確立している。また、近年増加傾向にある商標出願の審査処理に対応すべく、審査の効率化に関する企画、立案を図る部署として、商標課に審査推進企画班を設置したことから、「良好」と評価される。

評価項目⑥（品質向上のための取組）

品質向上のために必要とされる取組（決裁、協議、業績目標と審査官の評価、面接・電話応対、品質関連情報の収集・提供、研修、審査システムの整備等）が昨年度から継続して計画どおり実施されたとともに、更なる品質の向上に資する取組として、特に、ユーザーの納得感の高い結論を得るために、拒絶理由通知後に応答のない案件について直ちに拒絶査定することなく、手続補正指示書等の文書の送付、電話等の対応を行い、権利化のための積極的な支援を行う等、ユーザーとのコミュニケーションの一層の改善が行われ、それぞれの取組の目的が達成されたとして、「良好」と評価される。

他方、品質向上のための組織的な体制は継続して整えられており、当事者との積極的なコミュニケーションを図る努力がされていることから、「極めて良好」との評価もあった。

ただし、向上のための取組の継続的な努力は認められるが、「良好」とまではいえないことから、「概ね達成」との評価もあった。

評価項目⑦（品質検証のための取組）

品質監査において、監査対象案件の抽出条件の詳細な設定機能を有する新システムの稼働によりペーパーレスによる監査が実現するなど、より効果的な監査が実施されたとともに、ユーザー評価調査においては、調査対象者を拡大（中小企業・個人より抽出した20者も対象に追加）し、調査結果を集計・分析する等、審査の質の検証のための取組が計画どおりに実施され、それぞれの取組の目的が達成されたことから、「良好」と評価される。

他方、品質向上の一環として、ユーザー調査を積極的に実施し、検証のための

基礎データとして活用していること、登録案件・拒絶案件・異議案件につき検証分析し、その結果を共有する仕組みが構築されていること、昨年度より調査対象を拡大して行ったユーザー評価調査を通じてユーザーの声を聴く体制がさらに強化されたことが認められること、品質検証のための意見交換会の開催、ホームページ上での意見受付など、審査に対するユーザーの声を活かした検証のための積極的取組が認められることから、「極めて良好」の評価も複数あった。

評価項目⑧（審査の質の分析・課題抽出）

現状の品質管理体制の中で、各種取組において審査の質の分析と課題抽出が行われたことから、「良好」と評価される。

他方、ユーザー評価調査や審決との判断相違の要因分析から、具体的な課題が抽出されていること、質を評価するための取組が着実に行われ、その結果を踏まえた課題の抽出が行われていること、さらに、総合的な視点からの課題の抽出により、審査プロセスに関する取り組むべき課題が具体的に絞り込まれていることから、「極めて良好」との評価も複数あった。

評価項目⑨（質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況）

審査実施体制は諸外国に比べてまだ十分とはいえないものの、近年増加傾向にある商標出願の審査処理に対応すべく、審査の品質を維持しつつ、効率化に関する企画、立案を図る部署（商標課審査推進企画班）を新たに設置する等、方針・手続・体制に対する改善が十分に行われたことから、「良好」と評価される。

他方、現在の検証体制を継続し、その結果、短期的、中期的な検討項目は、順調に改善が進んでいることから、「極めて良好」との評価もあった。

ただし、人員が限られている中での審査の質向上への努力や効率化への積極的な取組が認められるとはいえ、更なる人員確保が望まれること、審査推進企画班を設置し、審査の効率化に関する企画、立案を図る取組が開始されたものの、近年の出願件数の増加傾向から判断すると、国際的に遜色がない審査体制・人員配置の確立の観点からは十分と言えるか疑問であるとして、「概ね達成」との評価も複数あった。

評価項目⑩（品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況）

昨年度の分析を通じて抽出した課題に対応し、ユーザーとのコミュニケーションの一層の改善を図り、また、品質監査及びユーザー評価調査の実施方法を見直す等、品質管理の取組の改善が十分に行われたことから、「良好」と評価される。

他方、管理体制の充実により、一層の品質向上に向けての活動が推進され、成果に結びつけられていること、ユーザー評価調査の集計結果より抽出した課題に対する品質管理の取組の改善が行われ、ユーザーとのコミュニケーションをより一層積極的に図るような改善がなされたことから、「極めて良好」との評価も複数あった。

評価項目⑪（審査の質向上に関する取組の情報発信）

審査の質向上に関する情報発信を、意見交換等を通じて国内外ユーザーに、また、国際会合や審査官の派遣・受入を通じて外国庁に対して行い、継続的な協力関係を構築したことから、「良好」と評価される。

他方、企業や業界団体との意見交換の実施を始めとする国内ユーザーへの情報発信のほか、国際会合や審査官の派遣又は受入を通じて外国庁に対して情報発信を行い、継続的な協力関係を構築していることから、「極めて良好」との評価も複数あった。

ただし、限られた人員の中で情報発信の努力がなされていることは認められるものの、引き続き努力することが望まれるとして、「概ね達成」との評価もあった。

III. 品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

品質管理の実施体制・実施状況に関する評価と並行して、当該評価を通じて得られた、品質管理の実施体制・実施状況に関して改善が期待される事項についても審議した。

以下に、本委員会による改善提言としてまとめる。

1. 特許

(1) 評価項目① 文書の作成状況に関するもの

- ・品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査ハンドブック、ガイドライン等の関連文書について、全体の中の位置付けと相互関係を示しつつ、四法の比較ができる一覧表等を作成すること。

(2) 評価項目④⑤ 審査実施体制・品質管理体制に関するもの

- ・第4次産業革命関連技術などの新技術も含めてユーザー（出願人、第三者）にとって適切な権利設定がなされるような審査実施体制及び品質管理体制の充実を図ること。

(3) 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

- ・サーチの質のさらなる維持及び向上のための審査官間のサーチノウハウの共有化を推進するとともに、外国文献等をより効率的に検索するためのサーチ環境整備を通じ、先行技術文献調査を充実させること。
- ・審査官間の判断の均質性等に関する課題を継続的に分析するとともに、質の保証に関する取組を推進することにより国内外ユーザーに信頼される高品質な審査を着実に実施すること。
- ・電話・面接等におけるユーザーとのコミュニケーションの充実を継続するとともに、出張面接審査やテレビ面接審査に関する情報を発信する等、地方の中小企業を含むユーザーの特許権取得を効果的に支援するための取組を継続すること。

(4) 評価項目⑦ 品質検証のための取組に関するもの

- ・意見交換やユーザー評価調査等を通じた、海外ユーザー、小規模ユーザーを含めた幅広いニーズ把握を実施すること。

(5) 評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- ・品質管理の取組と、その取組を実施することで得られた結果との関係の確認を通じて、PDCA サイクルが有効に機能していることを確認しつつ、継続的改善を図ること。

(6) 評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- ・我が国特許庁の審査の質に関する取組について、国内外ユーザーへ積極的に情報発信するに当たり、品質管理の取組の分かりやすい情報提供の検討及び外国特許庁の品質管理に関する取組の情報収集を継続すること。

2. 意匠

(1) 評価項目① 文書の作成状況に関するもの

- ・品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査ハンドブック、ガイドライン等の関連文書について、全体の中の位置付けと相互関係を示し、四法の比較ができる一覧表等を作成すること。

(2) 評価項目④、⑤ 審査実施体制・品質管理体制に関するもの

- ・効率的かつ適切な審査を可能とする審査実施体制のために審査実施体制・品質管理体制の充実を図ること。

(3) 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

- ・審査品質のさらなる維持・向上のための審査システムを整備すること。
- ・ユーザー評価調査における意匠審査官の専門知識レベルに関する課題を分析するとともに、質の向上に関する取組を推進することにより、国内外ユーザーに信頼される高品質な審査を着実に実施すること。
- ・電話・面接等におけるユーザーとのコミュニケーションの充実を継続するとともに、出張面接審査やテレビ面接に関する情報を発信する等、地方の中小企業を含むユーザーの意匠権取得を効果的に支援するための取組を継続すること。

(4) 評価項目⑦ 品質検証のための取組に関するもの

- ・ハーグ出願の審査に対応した品質監査等、品質管理の取組の充実を図ること。
- ・より的確にユーザーの意見を聴取するため、意見交換やユーザー評価調査等を通じ、海外ユーザー、小規模ユーザーを含めた幅広いニーズを把握すること。

(5) 評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- ・品質管理の取組と、その取組を実施することで得られた結果との関係の確認を通じて、PDCA サイクルが有効に機能していることを確認しつつ、継続的改善を図ること。

(6) 評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- ・我が国特許庁の審査の質に関する取組について、国内外ユーザーへ積極的に情報発信するにあたり、品質管理の取組のわかりやすい情報提供の検討及び外国特許庁の品質管理に関する取組の情報収集を継続すること。

3. 商標

(1) 評価項目① 文書の作成状況に関するもの

- ・品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査ハンドブック、ガイドライン等の関連文書について、全体の中の位置付けと相互関係を示しつつ、四法の比較ができる一覧表等を作成すること。

(2) 評価項目④ 審査実施体制に関するもの

- ・審査官数の確保及びその育成の充実を図ること。
- ・新しいタイプの商標審査に関する審査体制の充実及び審査運用の徹底を図ること。
- ・国際的なビジネス環境の変化、とりわけアジア諸国とのビジネス環境が急激に変化する中で、国際化に耐えられる十分な審査体制を構築すること。

(3) 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

- ・審査品質の向上のためのシステムを整備すること。
- ・社会情勢の変化及びユーザーニーズを踏まえた商標審査基準（その他の審査資料も含む）の見直しを行うこと。
- ・判決や審決のフィードバックによる審査の適切性を確保すること。
- ・商標の識別性の判断及び類似性の判断の均質化を確認すること。
- ・パターン分析等で有効と思われる AI の活用について十分な精度検証を行った上ででの AI 技術を用いた審査効率化を導入すること。
- ・審査官研修における効果確認を実施すること。

(4) 評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- ・品質管理の取組と、その取組を実施することで得られた結果との関係の確認を通じて、PDCA サイクルが有効に機能していることを確認しつつ、継続的改善

を図ること。

- ・ユーザー評価調査結果改善のための具体的取組として、例えば、審判決との均質性、審査官間の均質性改善のための具体的な問題点を抽出し、具体的な改善策を検討・実行すること。

(5) 評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- ・我が国特許庁の審査の質に関する取組について、国内外ユーザーや海外特許庁へ積極的に情報発信するにあたり、品質管理の取組のわかりやすい情報提供の検討及び外国特許庁の品質管理に関する取組の情報収集を継続すること。

IV. むすび

本年度の品質管理の実施体制、実施状況についての検証・評価を通じて、本小委員会が昨年度行った評価及び改善提言が、特許庁内部の取組に反映されることが確認された。

また、我が国の審査の質が、引き続き、国際的に見ても高いレベルにあることや、海外特許庁との間で信頼関係の醸成に向けた取組が推進されていることが確認されるとともに、産業財産権制度ユーザーとのコミュニケーションの機会が拡充されていることも確認できた。

本小委員会は、本報告書でまとめた品質管理の実施体制及び実施状況に関する評価結果や改善提言が特許庁内部の取組に反映されることを通じて、特許庁における品質管理の実施体制の一層の充実が図られ、ユーザーである出願人や代理人である弁理士との協調も進み、審査の質の向上に向けた改善が継続されることを期待する。

併せて、我が国の質の高い審査結果が海外にも積極的に発信されるとともに、品質管理の観点から海外特許庁との交流が継続されることを通じて、産業財産権制度ユーザーのグローバルな活動に寄与することも期待する。

參考資料

(参考資料) 審査品質管理に関する評価項目及び評価基準

評価項目	評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例					
			極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す		
I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか								
(1)質の高い審査を実現するための方針・手續が整えられているか								
① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」の提示、具体的な手順を示す文書の例等の提示	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成されており、具体的な手順を示す文書も作成され、これら文書が適切に管理されている。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成され、具体的な手順を示す文書も作成されている。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成されている。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」のいずれか一方しか作成されていない。		
② 審査及び品質管理のための手続の明確性	審査及び品質管理に関し、誰が・いつ・何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、審査の品質向上に向けた具体的な手続が定められていることを確認する。	審査及び品質管理のための手続方法・フロー等の提示	審査及び品質管理の手順や担当が十分に明確化されている。	審査及び品質管理の手順や担当が明確化されている。	審査及び品質管理の手順や担当が概ね明確化されている。	審査及び品質管理の手順や担当が明確化されていない。		
③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知	<ul style="list-style-type: none"> ・特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。 ・また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。 	公表状況、アクセス方法、職員への周知・理解状況等の提示	品質管理に関する方針・手続について、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されるとともに、職員向けの研修が定期的に実施され、かつその内容が職員に理解されている。	品質管理に関する方針・手続について、国内のユーザーが容易にアクセスできる程度に公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されている。	品質管理に関する方針・手続について、公表され、かつ審査に関わる全ての職員に周知されている。	品質管理に関する方針・手續が公表又は職員に周知されていない。		

評価項目	評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例					
			極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す		
I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか								
(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか								
④ 審査実施体制	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。	審査実施体制、実施状況、他国との比較等の提示	求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査組織体制、人員配置を確立している。	求められる件数の審査を効率的に行いつつ、国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置を確立している。	求められる件数の審査を効率的に行いつつ、国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置を概ね確立している。	国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置が確立されていない。		
⑤ 品質管理体制	品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。	品質管理体制、他国との比較等の提示	世界最高水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制及び人員配置を確立している。	国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置を確立している。	国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置を概ね確立している。	国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置が確立されていない。		

評価項目	評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例					
			極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す		
II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか(1)品質向上のための取組								
(1)品質管理が適切に実施されているか								
⑥	品質向上のための取組	審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。	品質保証のための拒絶理由通知等のチェック状況、審査官の協議状況、面接回数等定量データ等の提示	品質向上のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成した上で、更なる品質の向上に資する効果が得られている。	品質向上のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している。	品質向上のために必要とされる取組が計画され、概ね計画どおり実施されている。		
⑦	品質検証のための取組	審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。	品質監査(サンプルチェック)、ユーザー評価調査、審判決等との判断相違の確認といった取組の状況、当該取組の結果から得られる定量データ等の提示	品質検証のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成したうえで、更なる品質の向上に資する効果が得られている。	品質検証のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している。	品質検証のために必要とされる取組が計画され、概ね計画どおりに実施されている。		
⑧	審査の質の分析・課題抽出	審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。	サーチの質、審査判断の質、拒絶理由通知等の記載内容の質についての分析方法、分析結果、抽出された課題等の提示	審査の質の分析と課題抽出が十分に、かつ、総合的な視点から行われている。	審査の質の分析と課題抽出が十分に行われている。	審査の質の分析と課題抽出が概ね行われている。審査の質の分析と課題抽出が行われていない。		

評価項目	評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例					
			極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す		
II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか								
(2) 継続的改善が適切に実施されているか								
⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制(評価項目①～⑤)の改善状況	評価項目①～⑤について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。	品質マニュアルの改訂状況、審査実施体制、品質管理体制等の提示	方針・手続・体制に対する改善が十分に行われ、かつ、優れている。	方針・手続・体制に対する改善が十分に行われている。	方針・手続・体制に対する改善が概ね行われている。	方針・手続・体制に対する改善が行われていない。		
⑩ 品質管理の取組(評価項目⑥～⑧)の改善状況	評価項目⑥～⑧について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。	審査の質の分析・課題の抽出と品質管理の取組の改善状況との対応関係等の提示	品質管理の取組の改善が十分に行われ、かつ、優れている。	品質管理の取組の改善が十分に行われている。	品質管理の取組の改善が概ね行われている。	品質管理の取組の改善が行われていない。		
III. 審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか								
⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信	審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。	審査の質向上に関する取組の情報発信の状況、外國庁等との会合や審査官の派遣又は受入状況、PPH の利用状況等の提示	審査の質向上に関する取組の情報発信が意欲的に国内外に行われ、かつ、国内外の機関・団体との継続的な協力関係が構築されている。	審査の質向上に関する取組の情報発信が国内外に行われ、かつ、国内外の機関・団体との協力関係が構築されている。	審査の質向上に関する取組の情報発信が国内外に行われている。	審査の質向上に関する取組の情報発信が国外に行われていない。		